明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、認定個人情報保護団体の認定業務の廃止届受領の件（**個人情報保護委**一一）　一
○消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件（**消防庁**一〇）　二
○消防法施行規則第三十一条の六第七項に規定する登録講習機関の代表者の氏名の変更に関する件（**同**一一）　二
○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**一八三）　二
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（**外務**三〇二）　五
○個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件（**財務**二四三）　五
○蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件（**厚生労働**三三四）　五
○労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針の一部を改正する件（**同**三三五）　八
○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準（**同**三三六）　八
○航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行前に製造され、修理され、又は改造された装備品等（同令の施行後に修理され、又は改造された装備品等並びに航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律による改正前の航空法第十八条第一項の予備品証明の対象となる装備品を除く。）であって、国土交通大臣が定める基準に従って管理されていると認められるものが航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律による改正後の航空法第十六条第二項第四号の国土交通省令で定める装備品等に含まれる期間を指定する告示（**国土交通**一二五八）　九
○事業場の認定の業務の範囲に係る装備品を指定する告示の一部を改正する告示（**同**一二五九）　九
○輸出用の航空製品についての安全証明書等交付規則を廃止する告示（**同**一二六〇）　九

〔**人事異動**〕
内閣　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　内閣府　カジノ管理委員会　九

〔**叙位・叙勲**〕　三

〔**皇室事項**〕　三

〔**官庁報告**〕
官庁事項
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（瀬戸内海広域漁業調整委三九）　三

〔**公　告**〕
諸事項
官庁
所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、所得税法第二一四条の規定に該当しなくなった非居住者、国営共栄近文二期土地改良事業計画関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　三〇
会社その他